

## 連帯保証債務金額等確認請求調停事件の調停について

連帯保証債務金額等確認請求調停事件の調停について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 事 件 名 連帯保証債務金額等確認請求調停事件（那覇簡易裁判所平成22年（ノ）第171号）
- 2 当 事 者 申立人等 別紙1のとおり  
相手方 那覇市泉崎1丁目2番2号  
沖繩県
- 3 申立年月日 平成22年7月14日
- 4 調 停 内 容 別紙2のとおり

平成27年2月19日提出

沖繩県知事 翁 長 雄 志

### 理 由

係属中の調停事件について調停を成立させるためには、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

別紙 1

	住所	氏名
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		

19	
20	

調 停 内 容

申立人等 別紙1のとおり

相手方 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県

調停条項

1 申立人ら及び利害関係人は、相手方に対し、相手方が沖縄県議会の調停の承認議決を経ることを条件として、次のとおりの各支払義務と、これらに対する平成17年1月27日から各支払済みまで各年10.75パーセントの割合による損害金又は違約金の各支払義務があることを認める。

(1) 申立人■■■■■、申立人■■■■■、申立人■■■■■、申立人■■■■■、申立人■■■■■、申立人■■■■■、申立人■■■■■及び申立人■■■■■は、相手方に対し、連帯して、別紙債権目録1記載の保証債務の履行として、金1,122,164,000円

(2) 亡■■■■■の相続人である申立人■■■■■、申立人■■■■■、申立人■■■■■、申立人■■■■■及び申立人■■■■■（以下「亡■■■■■相続人ら」という。）は、各自5分の1の相続分の範囲内で、申立人■■■■■、申立人■■■■■、申立人■■■■■、申立人■■■■■、申立人■■■■■、申立人■■■■■、申立人■■■■■、申立人■■■■■、申立人■■■■■及び利害関係人■■■■■は、いずれも全額につき、相手方に対し、連帯して、別紙債権目録2記載の保証債務の履行として、金169,587,000円

(3) 亡■■■■■相続人らは、各自5分の1の相続分の範囲内で、亡■■■■■の相続人である申立人■■■■■、申立人■■■■■、申立人■■■■■及び申立人■■■■■（以下「亡■■■■■相続人ら」という。）は、各自4分の1の相続分の範囲内で、申立人■■■■■、申立人■■■■■、申立人■■■■■、申立人■■■■■、申立人■■■■■、申立人■■■■■、申立人■■■■■、申立人■■■■■及び利害関係人■■■■■は、いずれも全額につき、相手方に対し、連帯

- して、別紙債権目録3記載の保証債務の履行として、金1,858,767,000円
- (4) 亡■■■■相続人らは、各自5分の1の相続分の範囲内で、亡■■■■相続人らは、各自4分の1の相続分の範囲内で、申立人■■■■、申立人■■■■、申立人■■■■、申立人■■■■及び申立人■■■■は、いずれも全額につき、相手方に対し、連帯して、別紙債権目録4記載の保証債務の履行として、金2,954,000円
- 2 前項の承認議決があったときは、申立人ら及び利害関係人は、相手方に対し、連帯して前項の残元金のうち金62,500,000円を平成27年3月31日限り、相手方に送金して支払う。
- 3 第1項の承認議決があり、かつ、申立人ら及び利害関係人が前項の金員を前項の期日限り支払ったときは、相手方は、申立人ら及び利害関係人に対し、第1項のその余の支払義務を免除する。
- 4 第1項の承認議決があり、かつ、申立人ら及び利害関係人らが第2項の金員の支払を怠ったとき、申立人ら及び利害関係人は、相手方に対し、連帯して、第1項第1号から第4号までで各自が支払義務を認めた金員を直ちに支払う。
- 5 第1項の承認議決があったときは、申立人ら、利害関係人及び相手方は、申立人らと相手方との間及び利害関係人と相手方との間には、本件に関し、本調停条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- 6 調停費用は、各自の負担とする。

債権目録

- 1 申立人■■■■、申立人■■■■、申立人■■■■、申立人■■■■、申立人■■■■、申立人■■■■、申立人■■■■及び申立人■■■■が、相手方に対し、連帯して、平成8年5月29日に保証した金1,137,802,000円の残債務金1,122,164,000円
  
- 2 申立外亡■■■■、申立人■■■■、申立人■■■■、申立人■■■■、申立人■■■■、申立人■■■■、申立人■■■■、申立人■■■■、申立人■■■■、申立人■■■■及び利害関係人■■■■が、相手方に対し、連帯して、平成9年4月18日に保証した金175,711,000円の残債務金169,587,000円
  
- 3 申立外亡■■■■、申立外亡■■■■、申立人■■■■、申立人■■■■、申立人■■■■、申立人■■■■、申立人■■■■、申立人■■■■、申立人■■■■、申立人■■■■及び利害関係人■■■■が、相手方に対し、連帯して、平成10年1月27日に保証した金1,876,322,000円の残債務金1,858,767,000円
  
- 4 申立外亡■■■■、申立外亡■■■■、申立人■■■■、申立人■■■■、申立人■■■■、申立人■■■■及び申立人■■■■が、相手方に対し、連帯して、平成10年5月29日に保証した金4,916,000円の残債務金2,954,000円